

母が令和5年3月20日に亡くなりました。相続人は私と姉の二人で、亡くなった時の母の財産の総額は約1億円ですので、相続税の申告の必要があると思います。

母から生前に贈与を受けた財産の一部は相続税の課税対象になると聞きました。具体的には次のとおり贈与を受けており、全て贈与税の申告をしています。これらの財産は相続税の課税対象になるのでしょうか。

- 姉 令和元年5月15日 現金500万円
- 令和4年1月15日 現金500万円
- 私 令和3年6月10日 現金1,000万円※
(※住宅取得資金非課税制度を利用)



今月は、相続税の計算において相続財産に加算される贈与財産についてのご質問ですね。

相続税は、亡くなった方(被相続人)の遺産総額から非課税財産および債務・葬式費用の額を差し引いた遺産額に、被相続人から生前に贈与を受けた財産のうち一定のものの額を加算した「正味の遺産額」が、基礎控除額(3,000万円+600万円×法定相続人数)を超える場合に課税されます(図1「課税遺産総額の計算」参照)。

遺産額に贈与財産が加算される制度は、今年の税制改正で取り扱いが変わっているので改正点を含めてご説明します。

1. 改正前の取り扱い(現行)

(1)原則

相続税では、相続又は遺贈により遺産を取得した方が相続開始の日(死亡日)の前3年以内に被相続人から贈与でもらった財産がある場合には、その額

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部)

大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)

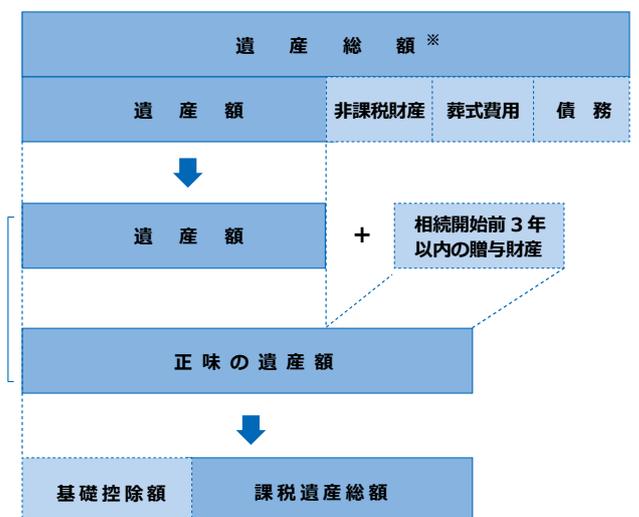
を遺産額に加算した「正味の遺産額」を基に計算を行います。

この場合に、加算された贈与財産にかかった贈与税額(加算税、延滞税などは含まれません)は、算出した相続税額から差し引きます。算出した相続税額より贈与税額の方が多く場合には、納付すべき相続税額はありますが、超過した贈与税額は還付されません。

また、贈与財産の額が110万円以下であったため、贈与税が課税されなかった場合でも加算の対象となります。

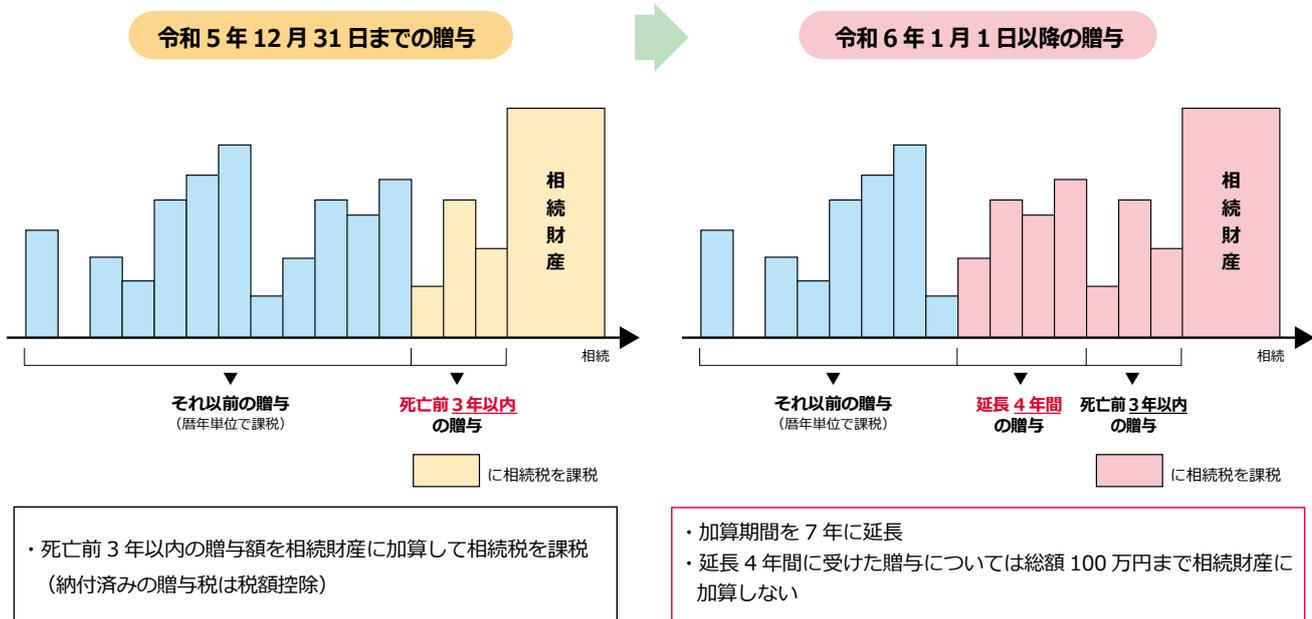
なお、贈与財産が不動産や有価証券の場合など、贈与時と相続開始時との時価が異なる時は、贈与時の時価で加算になります。

図1 課税遺産総額の計算



※ 遺産総額には相続時精算課税の適用を受けた贈与財産及びみなし相続財産が含まれます。

図2 贈与加算の改正前・後



(2)加算の対象とならない場合

次の場合は、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産でも加算の対象になりません。

- ・婚姻期間20年以上の配偶者から贈与を受けた居住用財産等で贈与税の配偶者控除（相続税法第21条の6）の適用を受けた財産
- ・住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度（租税特別措置法第70条の2）の適用を受けた財産

2. 改正後の取り扱い

今年の税制改正による改正点は次のとおりです（図2「贈与加算の改正前・後」参照）。

- ①相続開始前の加算期間が3年以内から7年以内に延長されました。
- ②延長された4年間に贈与された財産の加算額は、その財産の価額の合計額から100万円を控除した残額です。
- ③令和6年1月1日以降の贈与から適用されます。具体的に加算される期間は次のとおりとなります。

(1)令和5年12月31日までに贈与された財産

贈与の日から3年以内に相続が開始した場合に相

続財産に加算されます。

(2)令和6年1月1日以降に贈与された財産

贈与の日から7年以内に相続が開始した場合に相続財産に加算されます。

3. ご質問の場合

(1)ご質問者の場合

ご質問者の場合は、相続開始前3年以内に贈与を受けられていますが、住宅取得資金の非課税制度を適用されているので、相続税の加算の対象とはなりません。

(2)お姉様の場合

お姉様の場合は、5年前に500万円、昨年500万円贈与を受けられています。令和5年12月31日までの贈与財産は、相続開始前3年以内が加算されるので、昨年の500万円は相続税の加算の対象となりますが、5年前の贈与財産は加算の対象とはなりません。



さらに詳しくお知りになりたい方は、武蔵野銀行の各支店の窓口、ぶぎん地域経済研究所までお問合せください。